

改正農地法等を踏まえた農地基本台帳の整備について

平成 22 年 4 月 20 日
平成 22 年 6 月 改訂
全 国 農 業 会 議 所

1. 農地基本台帳をめぐる情勢について

農地基本台帳は、農業委員会交付金事業実施要領（昭和 60 年 11 月 20 日付け 60 農経 A 第 1141 号農林水産省事務次官通知）に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として全農業委員会で整備することとされている。

※ 農地基本台帳整備は、昭和 34・35 年において各市町村における農業振興計画の樹立および実施の推進等にかかわる事務を的確かつ迅速に処理するため、また農政活動の基礎資料とするため、補助事業により全市町村農業委員会に「農家基本台帳」の名称で整備されたことが始まりである。

昨年 12 月 15 日の改正農地法等の施行に伴い、農地の権利移動規制の見直しがされる一方、農地の適正利用を担保するための措置（利用状況報告と勧告・許可取り消し）が法制度に位置付けられた。また、農業委員会は、遊休農地に関する措置として、年一回の農地の利用状況調査と調査結果を踏まえた遊休農地の所有者等に対する指導を行うことが義務づけられた。

今後、農業委員会における法令事務については、これまでの入口規制（許認可）に加え、出口規制（事後監視）にも重点を置いた対応が求められる。

そのため、農林水産省は、平成 22 年 3 月 31 日に「農業委員会交付金事業実施要領」と「農業委員会交付金事業の実施について」を改正し、農地基本台帳の管理項目を変更し、出口規制（事後監視）にも対応できるようにした。

2. 農地基本台帳の管理項目の変更点について

（1）管理項目の範囲

（旧）農業委員会の区域内の農家（都府県にあつては 10 a 以上、北海道にあつては 30 a 以上の農地につき耕作の業務を営む世帯単位）

（新）農業委員会の区域内のすべての農地及び採草放牧地

（2）具体的な管理項目

（旧）①世帯員及び就業、②営農の状況、③土地総括表、④経営農地等の筆別表、⑤貸付地の筆別表（農地・採草放牧地）

（新）①基本的事項（所在、地番、地目、所有者氏名、借受者氏名等）、②農地等の賃貸借等の設定の状況、③納税猶予の適用状況、④農地の利用状況調査結果、⑤遊休農地の措置の状況、⑥その他（仮登記の設定等）

3. 農地基本台帳整備に関する留意点について

(1) 基本的な考え方

農地基本台帳の管理項目の変更に伴い、農業委員会交付金事業上、これまで農家世帯毎に管理してきた項目（世帯データ）については任意項目となった。

しかし、農地法の許可や農業委員会委員選挙人名簿の調製といった農業委員会の業務を円滑に執行していくためには、世帯データの活用が不可欠である。

このため、農地基本台帳は新たに追加された管理項目とあわせて、引き続き、区域内の農家世帯毎に世帯データを含めて管理を行っていくことが重要である。

なお、市町村を越えて経営農地を有する者については、出作（他市町村での借り入れ農地）区域内の農業委員会において新たに農地管理を行うこととなったが、生活や経営の本拠のある区域内の農業委員会においてもこれまでどおり世帯管理を行うこと。

(2) 農地基本台帳の電算化システムの改良と補助金の活用

農地基本台帳は約8割の農業委員会においてすでに電算化されており、管理項目の変更に伴い、農地基本台帳の電算化システムの改良が必要となる。

そこで、農業委員会は、今回の電算化システムの改良について、農業委員会等に措置されている農地制度実施円滑化事業費補助金のなかで補助対象とされているため、早急に、システム開発業者と打合せを行い、必要経費を見積もるとともに、都道府県に対し予算の交付申請を行うこと。また、農地制度実施円滑化事業費補助金は、システムの改良だけでなく、新たな管理項目の把握のための調査や、データ入力などの経費も支出できるので、こうした経費も交付申請すること。

なお、電算化システムの改良にあたっては、上記（1）の考え方にに基づき、農業委員会は、これまでの世帯毎の管理項目の削除は行わず、新たに管理が求められる項目の追加のみを行うようシステム開発業者に対し指示すること。

(3) 10a未満（北海道は30a未満）の農地等所有者の把握

新たに管理が求められる10a未満（北海道は30a未満）の農地等所有者の把握を行うためには、固定資産税台帳との照合が効果的である。このため、市町村内の関係部局（税務課等）と調整し、データ照合の仕組み（条例等のルール）づくりを行う必要がある。

特に、関係部局との調整にあたっては、新しい農地基本台帳が、管内の全ての農地等の所有者・借受者、利用状況等を管理するものであり、市町村にとっても今後の農地行政を展開するうえで有効な手段となることを強調し、農地基本台帳の整備の必要性を認識してもらうことが重要である。

なお、紙台帳で管理している場合は、台帳の筆頭に「世帯員及び就業」が書かれている形式を活用しても差し支えない。

(4) 農地の利用状況調査結果、遊休農地等の指導状況の反映

新たに管理が求められる農地の利用状況調査結果や遊休農地の措置の状況については、電算化システムの改良や紙台帳の修正が完了する間、経営農地等の筆別表の備考欄や、簡易な管理表を活用して、農地の利用状況調査の調査年月日、遊休農地の指導状況などを記載し管理すること。

(5) 相続等の届出の記載

新たに管理が求められる相続等の届出の記載については、届出をしたことにより権利取得の効力を発生させるものではないので、届出があった旨を所定の枠に記載するのみにとどめ、所有者（賃借権の取得であれば利用者）を書き換えないこと。

(6) 出作情報の把握

農業委員会は、出作情報（他市町村での借り入れ農地の情報）について、都道府県農業会議の支援や隣接する農業委員会との連携など、情報交換を密にして正確な経営面積を把握できるよう努めること。

(7) 世帯員及び就業状況の把握

定期的に住民基本台帳との照合ができよう、市町村内の関係部局（住民課等）と調整し、データ照合の仕組み（条例等のルール）づくりを行い、正確な世帯情報の把握に努めること。

また、親族と住居及び生計を一にせず、かつ、親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等以内の親族については、世帯員及び就業の備考欄に氏名と住所等の必要事項を記載するなど管理に努めること。

(8) 農地基本台帳の補足調査の実施

多くの農業委員会においては、農地基本台帳の補足調査を毎年8月1日現在の小作地の所有状況調査（いわゆる8.1調査）に代えて実施してきている。

農地基本台帳は、農業委員会交付金上で常に使用できる状態にしておかなければならないこと、農地法の許可や農業委員会委員選挙人名簿の調製といった業務を円滑に行うために有効なデータであることから今後とも補足調査を実施すること。

(9) 農地基本台帳の点検および補正を実施するための規程の変更

現在、農業委員会では、改正前の「農業委員会交付金事業の実施について」に基づく農地基本台帳の点検および補正を実施するための規程が整備されているが、今回の改正を踏まえ、従来の規程を変更する必要がある。

このことを受け、全国農業会議所では、別紙のとおり変更した規程（例）を作成したので、これを参考に、規程の変更を進めること。